

# 那覇市公報

第 1 8 0 1 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 市道の極少指定に関する告示（道路管理課）…………… 1809
- 令和3年（2021年）11月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 1810
- 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ自主公演チケット代金収納及び  
発券事務委託について（文化振興課）…………… 1811
- 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ自主公演チケット代金収納事務  
委託について（文化振興課）…………… 1812
- 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ自主公演チケット代金収納事務  
委託について（文化振興課）…………… 1813
- 自転車等放置防止重点区域の指定について（道路管理課）…………… 1814

### ◇ 公 告 ◇

- 制限付一般競争入札の実施について（消防局 警防課）…………… 1824
- 福祉施設等との随意契約の公表について（公園管理課）…………… 1826
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について（ハイサイ市民課）……  
…………… 1827
- 消防車両タイヤ交換業務契約に係る制限付一般競争入札の実施について（消防局  
総務課）…………… 1838

### ◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1850

## ◇上下水道局公告◇

|                                        |      |
|----------------------------------------|------|
| ○令和4年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請の受付について…………… |      |
| ……………                                  | 1851 |

---

---

告 示

---

---

那覇市告示第 428 号

令和 3 年 11 月 5 日

掲 示 済

## 市道の極少指定に関する告示

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 5 条第 1 項の規定による道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて指定する道路を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

## 1. 指定する路線

| 路 線 名  | 指定する区間の起点<br>指定する区間の終点           |
|--------|----------------------------------|
| 識名 2 号 | 識名 3 丁目 725 番 1<br>識名 3 丁目 682 番 |
| 上間 6 号 | 上間 1 丁目 1 番 2<br>上間 1 丁目 87 番 2  |

那覇市告示第 446 号  
令和 3 年 11 月 18 日  
掲 示 済

令和 3 年（2021年）11月那覇市議会定例会の招集について

令和 3 年（2021年）11月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1 招 集 の 日   | 令和 3 年11月26日（金） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場         |

## 那覇市告示第 469 号

令和 3 年 12 月 1 日

那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ自主公演チケット  
代金収納及び発券事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条  
第2項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- |           |                                              |
|-----------|----------------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落とし公演自主公演<br>チケット代金収納及び発券事務委託 |
| 2 受託者の住所  | 東京都渋谷区恵比寿4-20-3                              |
| 3 受託者の名称  | 株式会社イープラス                                    |
| 4 委託期間    | 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで                       |

## 那覇市告示第 470 号

令和 3 年 12 月 1 日

那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ自主公演チケット  
代金収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条  
第2項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- |           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落とし公演自主公演<br>チケット代金収納事務委託 |
| 2 受託者の住所  | 沖縄県那覇市牧志3丁目2番10号                         |
| 3 受託者の名称  | 一般社団法人 那覇市観光協会                           |
| 4 委託期間    | 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで                   |

## 那覇市告示第 471 号

令和 3 年 12 月 1 日

那覇文化芸術劇場なは一とこけら落としシリーズ自主公演チケット  
代金収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条  
第2項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- |           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇文化芸術劇場なは一とこけら落とし公演自主公演<br>チケット代金収納事務委託 |
| 2 受託者の住所  | 沖縄県浦添市西原1丁目2番1号                          |
| 3 受託者の名称  | 生活協同組合コープおきなわ「コープあふれ」                    |
| 4 委託期間    | 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで                   |

## 那覇市告示第 472 号

令和 3 年 12 月 1 日

## 自転車等放置防止重点区域の指定について

那覇市自転車等の放置防止に関する条例（令和3年3月26日那覇市条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項に基づき自転車等放置防止重点区域（以下「重点区域」という。）を指定したので、那覇市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（令和3年3月26日那覇市規則第8号。以下「規則」という。）第2条に基づき下記の事項を定めたので条例第9条第3項の規定により告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 1 重点区域の名称

重点区域の名称を別表1に示す。

## 2 重点区域の区域図

重点区域の区域図を別図に示す。

## 3 重点区域の効力発生年月日

重点区域の効力発生年月日を別表1に示す。

## 4 放置自転車等に対する措置

## (1) 台帳に記載する内容

条例第12条第1項及び規則第5条に基づき台帳に記載する必要な事項は次に掲げるものとする。

(ア) 管理番号（撤去時の写真を別冊で保管）

(イ) 放置されていた場所

(ウ) 保管を開始した年月日

(エ) 登録番号

(オ) 公示日

(カ) 処分日

## (2) 返還するために必要な措置

条例第12条第1項及び規則第7条に基づく保管自転車等の返却するために必要な措置とは、台帳記録等による警察及びその他の関係団体への照会とする。

## (3) 廃棄物としての処分

撤去及び保管した放置自転車等について、別表2及び別表3の道路管理課廃棄物認定基準に基づき廃棄物と認定できる自転車等は、直ちに廃棄等の処分ができるものとする。その場合自転車等の所有権は放棄されたと認定し、民法（明治29年法律第89号）第239条第1項に基づき、市が当該自転車等を無主物として先占し所有権を取得することができる。



（4）返還等を行う日時及び場所

市長は、保管自転車等の利用者等が当該自転車等を引き取る場合の返還等を行う日時及び場所は次のとおりとする。

（ア）返還手続場所 那覇市泉崎1-1-1

那覇市役所本庁舎7階 道路管理課

（イ）返還日時、場所 第2及び第4水曜日、金曜日 朝9時から12時まで  
真嘉比高架橋下ヤード（東側）

但し、祝日および慰霊の日、12月28日～1月3日は事務を取り扱いしない。

（ウ）その他市長が必要と認める日時及び場所

（5）利用者等の確認方法

規則第9条に基づき当該保管自転車等の利用者等であることを証する物は、つぎのうちのいずれかとする。

（ア）所有を証することのできる資料（購入時の領収書、販売店署名入りの取扱説明書または防犯登録証等）

（イ）盗難防止のチェーン等のカギ等

（ウ）その他市長が認める方法

（6）（費用の免除）

条例第13条第2項に定めるやむを得ない理由は次に掲げるものとする。

（ア）撤去以前に盗難届を提出していて利用者等以外の者が駐車したと認められる場合

（イ）警察より駐車許可を得ている場合

（ウ）その他市長が必要であると認めた場合

（7）返却時の手続き

当該保管自転車等の返却を受ける者は、返却時に様式第1号の受領誓約書を提出しなくてはならない。

（8）保管自転車等の売却手段

保管場所の許容保管台数超過等の起因による条例第12条第2項に定める保管自転車等の売却手段は、那覇市契約規則（平成26年12月26日那覇市規則第59号）に定める契約とする。なお契約が成立しなかった場合は条例第12条第2項に基づき廃棄等の処分ができることから所有権は放棄されたと認定し、民法第239条第1項に基づき、市が当該自転車等を無主物として先占し所有権を取得することができる。

（9）保管自転車等の有効活用

市長は条例第10条により撤去及び保管した自転車等が、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年11月25日法律第87号）第6条第4項に基づき所有権が市に帰属した場合、要綱第7条又は要綱第12条に基づき市が所有権を取得した場合は、再利用が可能な物を資源の有効活用を図るために、那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（1972年4月11日那覇市条例第9号）第7条第1号に基づき、市長が認める関係団体にこれを譲与し、または時価よりも低い価額で譲渡することができる。

別表1 放置防止重点区域の名称及び効力発生年月日

| 重点区域の名称    | 主な路線名等                                                    | 効力発生年月日  |
|------------|-----------------------------------------------------------|----------|
| 壺川駅周辺区域    | 壺川駅交通広場<br>(壺川18号の一部)                                     | 令和4年4月1日 |
| 旭橋駅周辺区域    | 旭橋駅交通広場<br>(泉崎牧志線の一部及び泉崎4号の一部)                            | 令和4年4月1日 |
| 県庁前駅周辺区域   | 泉崎牧志線の一部                                                  | 令和4年4月1日 |
| 美栄橋駅周辺区域   | 美栄橋駅交通広場<br>(牧志中央線の一部)                                    | 令和4年4月1日 |
| 牧志駅周辺区域    | 牧志23号の一部                                                  | 令和4年4月1日 |
| おもろまち駅周辺区域 | おもろまち駅東側交通広場<br>(真嘉比53号の一部)<br>おもろまち駅西側交通広場<br>(銘苅38号の一部) | 令和4年4月1日 |
| 古島駅周辺区域    | 古島駅交通広場<br>(古島58号の一部)                                     | 令和4年4月1日 |
| 石嶺駅周辺区域    | 石嶺駅東側交通広場<br>(鳥堀石嶺線の一部)<br>石嶺駅西側交通広場<br>(鳥堀石嶺線の一部)        | 令和4年4月1日 |

別表 2 道路管理課廃棄物認定基準 (自転車)

| 番号 | 判断基準                                          | 判断項目                             | 点数 |
|----|-----------------------------------------------|----------------------------------|----|
| 1  | 重要な機能が失われ自転車としての本来の用に全く供する状態でない。              | ハンドル、タイヤ（前輪または後輪）、サドルのいずれか欠損・破損  | 3  |
| 2  | 主要な機能が失われ自転車としての本来の用に殆ど供する状態でない。              | ブレーキワイヤー、チェーン、ペダル（左右）のいずれか欠損・破損  | 2  |
| 3  | 通常、自転車を置くべきでない場所に乱雑に放置している。                   | 不法投棄（道路敷地や道路予定地も含む）              | 2  |
| 4  | 長期間にわたり使用・管理していない。                            | 車体やチェーンが著しく錆びている。                | 2  |
|    |                                               | タイヤ（前輪または後輪）がパンクしている。            | 2  |
|    |                                               | 車体が（土や泥等で）著しく汚損している。             | 2  |
| 5  | 所有者の特定が極めて困難である。                              | 防犯登録シールが貼られていない。（または貼っていた形跡がない。） | 1  |
|    | ※防犯登録がある自転車はすべて警察に照会すること。<br>合計 6 点以上で廃棄物と認定。 |                                  | 合計 |

別表 3 道路管理課廃棄物認定基準 (原動機付自転車)

| 番号 | 項 目                                                | 点数 |
|----|----------------------------------------------------|----|
| 1  | 自走するための部品の欠損・破損や変形（ハンドル・タイヤ・エンジン・ミッション・マフラー・ブレーキ等） | 3  |
| 2  | 車体・外装部品の欠損・破損や変形<br>（ライト、ミラー、メーター、シート等、ウィンカー、ガラス窓） | 3  |
| 3  | ナンバープレート無し                                         | 2  |
| 4  | 車体ナンバー無し                                           | 2  |
| 5  | 長期に放置されたような車両全体の汚損、周辺の汚れ                           | 2  |
| 6  | 保険（車検）無しや保険切れ                                      | 2  |
| 7  | 市の認知後 1 か月以上動かした形跡が無い                              | 2  |
| 8  | 自主撤去通知書送付後、1 か月以上放置                                | 2  |
| 9  | 住所不詳や沖縄本島外に転居した者の車両                                | 2  |
| 10 | その他（特記事項）                                          | 1  |
|    | ※合計 6 点以上で廃棄物と認定。                                  | 合計 |

様式第1号（要綱第11条関係）

## 受 領 誓 約 書

私が放置し、「那覇市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき撤去及び保管された下記の物件について、確かに受領しました。

今後、公共の場所に放置しないことを誓約します。また、他に所有権を主張する方が現れたときには、当方に対応いたします。

記

施設名 \_\_\_\_\_

放置個所 \_\_\_\_\_

放置物件 \_\_\_\_\_

令和    年    月    日

受領者 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟  
(署名)

## 別図 重点区域の区域図

## 全体図



## 壺川駅周辺区域



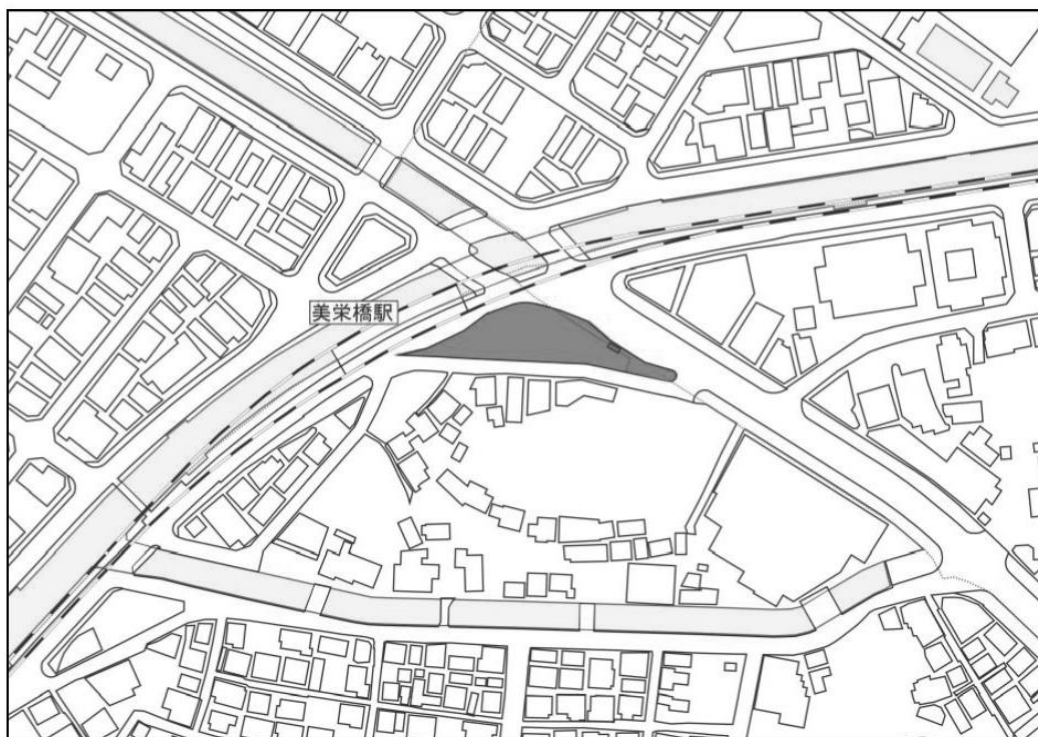
旭橋駅周辺区域



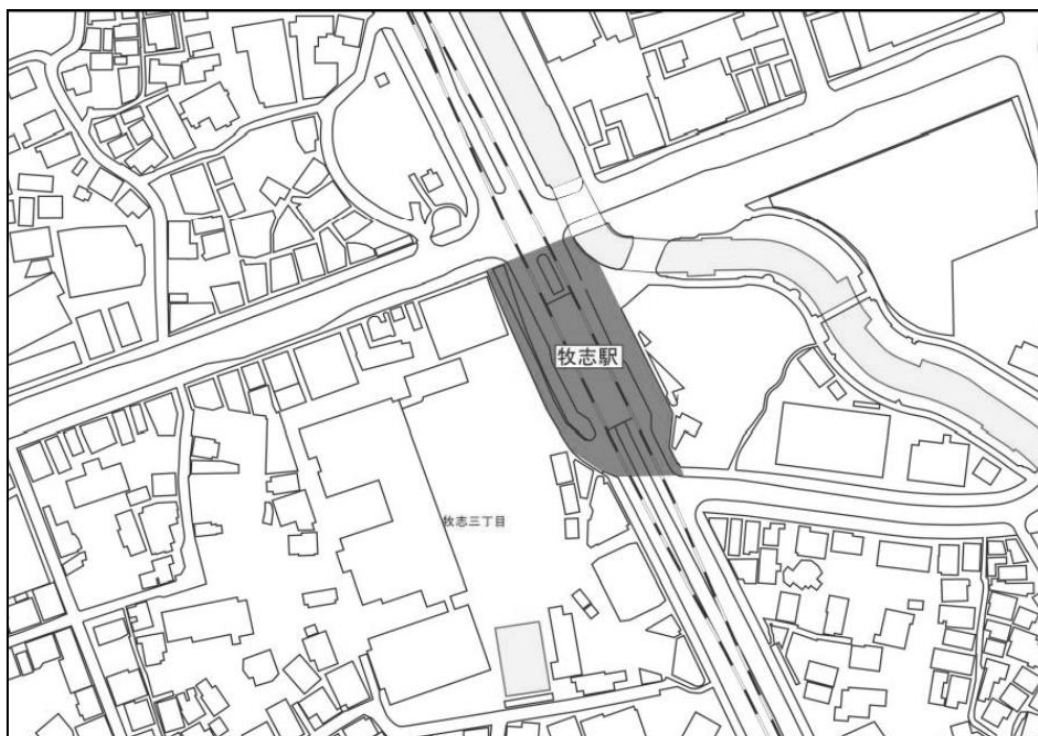
県庁前駅周辺区域



美栄橋駅周辺区域



牧志駅周辺区域



おもろまち駅周辺区域



古島駅周辺区域





石嶺駅周辺区域



---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 424 号

令和 3 年 11 月 17 日

掲 示 済

## 制限付一般競争入札の実施について

「令和3年度那覇市消防局水難救助隊員健康診断業務委託」の制限付一般競争入札を実施する。よって地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条に基づき次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量：令和3年度那覇市消防局水難救助隊員健康診断業務委託  
(検査料1人あたりの単価)  
数量 予定人員 44人
- (2) 検 査 項 目 別表1のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約日から令和4年2月28日（月）まで

## 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 那覇市及び周辺市町村の医療機関、かつ高気圧作業安全衛生規則第4章第38条に基づく専門的な検診技術を有すること。
- (2) 高気圧酸素治療施設（多人数用）が備えられていること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条同項第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

## 3 制限付一般競争入札参加資格の審査

本競争の参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び関係書類（以下「資格審査資料」という。）を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格審査資料を提出しない者並びに資格がないと

認められた者は、本競争に参加できない。

（1）申請書及び資格審査資料の提出期間等

ア 提出期間：令和 3 年 12 月 1 日（水）から令和 3 年 12 月 8 日（水）まで  
受付時間 9：00～17：00（ただし、土日祝日を除く。）

イ 提出場所：那覇市消防局 4 階 警防課  
那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号  
電話番号 098-867-0911

ウ 提出方法：持参によるものとする。

エ 提出書類：①制限付一般競争入札参加申請書（市様式）  
②定款又は法人登記簿（法人のみ）  
③印鑑証明書（法人は法務局、個人は市町村で発行する証書）  
④納税証明書（市税完納証明書）  
⑤暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）  
⑥過去 2 年間の健康診断の業務実績（市様式）  
⑦使用印鑑届出

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

（1）配布期間：令和 3 年 12 月 1 日（水）から令和 3 年 12 月 8 日（水）まで  
受付時間 9：00～17：00（ただし、土日祝日を除く。）

（2）配布方法：那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する  
仕様書等をダウンロードして下さい。

※FAX、輸送での配布は行いません。

5 入札説明会

申請書を提出した者に、入札説明会を下記のとおり実施する。

（1）説明会場所 那覇市消防局 4 階 会議室 1

（2）説明会日時 令和 3 年 12 月 10 日（金）14：00～

6 入札・開札場所及び日時

（1）入札・開札場所 那覇市消防局 4 階 会議室 1

（2）入札・開札日時 令和 3 年 12 月 14 日（火）14：00～

7 入札保証金

（1）入札に参加しようとする者は、下記のとおり入札前までに見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、那覇市契約規則第 8 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。なお、那覇市契約規則第 8 条第 1 項の適用を受けようとする者は、それに係る関係書類（市様式の業務実績、契約書の写し等）を制限付一般競争入札参加申請書に添付し提出すること。

8 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき免除する。

9 その他

（1）最低制限価格 設定しない。

## (2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## (3) 落札の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

## (4) 入札金額等に係る消費税の取扱い

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10 問い合わせ先

那覇市消防局・警防課 電話番号 098-867-0911（直通）

那覇市公告第 425 号  
令和 3 年 11 月 17 日  
掲 示 済

## 福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第21条の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

## 1 契約内容

花壇花卉植栽維持管理業務（その1）、（その2）、（その3）、（その4）

## 2 契約相手方の決定方法又は選定基準

- 1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する福祉施設等であること。
- 2) 業務の円滑な履行が可能であること。
- 3) 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉施設等であること。

## 3 申請方法

見積書（新規に申請する団体は業務履行が可能であることを証明する書類等

を添付)、福祉施設等であることを証明する書類（登記簿謄本等）及び那覇市在住の利用者受入内訳書を、直接契約担当課へ提出すること。

4 提出期限

令和3年12月8日（水）午後5時まで

5 契約担当課

都市みらい部 公園管理課 電話 951-3239

那覇市公告第 443 号

令和3年12月1日

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第11項の規定に基づき、令和元年度における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 住民基本台帳の閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。（公表対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日）

令和3年12月1日

那覇市長 城間 幹子

## ◆ 閲覧状況（住民基本台帳法第11条）

| No. | 国又は地方公共団体の機関の名称    | 請求事由の概要                                                            | 閲覧年月日           | 閲覧に係る住民の範囲                            |
|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 1   | 自衛隊沖縄地方協力本部        | 自衛官候補生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため（根拠法令：自衛隊法第29条及び住民基本台帳法第11条）        | 令和2年6月2日、3日、12日 | 平成14年4月2日～平成15年4月1日の間の生まれた男女（日本住民に限る） |
| 2   | 沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課 | 在住外国人が増加している現状における多文化共生に関わる各種施策実施の基礎資料とするための、在住外国人を対象にしたアンケート調査のため | 令和3年2月16日、17日   | 2001年1月以前に生まれた外国人男女                   |

## ◆ 閲覧状況(住民基本台帳法第 11 条の 2)

| No. | 閲覧者氏名<br>(法人の場合は<br>名称及び代表者<br>または管理者<br>名)   | 利用目的の概要                            | 閲覧年月日                                       | 閲覧に係る住民の範囲                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 株式会社<br>日本リサーチセンター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博        | 家計の金融行動に<br>関する世論調査                | 令和 2 年 5 月<br>20 日                          | 対象:20 歳以上の男<br>女(平成 12 年 5 月 31<br>日生まれまで)<br>件数:16 件<br>地区:首里石嶺町 1・<br>2 丁目                                                                                                                                   |
| 2   | 一般社団法人<br>新情報センター<br>事務局長 平谷<br>伸次            | 家計消費状況調査                           | 令和 2 年 6 月<br>5 日                           | 対象:16 歳以上の男<br>女(平成 16 年 4 月 1<br>日以前に出生の男女)<br>件数:150 件<br>地区:前島 3 丁目、泊<br>3 丁目、与儀 2 丁目                                                                                                                       |
| 3   | 株式会社<br>インテジャリサ<br>ーチ<br>代表取締役社長<br>井上 孝志     | 2020 年度旅行・観<br>光消費動向調査<br>(一般統計調査) | 令和 2 年 6 月<br>16 日、17 日、<br>18 日            | 対象:年齢・性別指定<br>なし<br>件数:340 件<br>地区:楚辺 2 丁目、首<br>里金城町 2～4 丁目、<br>古波蔵 1 丁目、松川<br>2・3 丁目                                                                                                                          |
| 4   | 株式会社<br>サーベイリサ<br>ーチセンター<br>沖縄事務所所長<br>中尾 洋一郎 | SDG s に係る沖縄<br>県民認知度調査             | 令和 2 年 6 月<br>19 日、26 日、<br>30 日、7 月 1<br>日 | 対象:15 歳以上 75 歳<br>未満の男女個人<br>件数:388 件<br>地区:字国場、字小禄、<br>首里石嶺町 1 丁目～<br>4 丁目、長田 2 丁目、<br>字仲井真、小禄 1 丁<br>目、字真地、字安謝、<br>字上間、字安里、字与<br>儀、字大道、古波蔵<br>1・3 丁目、字宇栄原、<br>宇栄原 1、3、4 丁目、<br>安謝 2 丁目、泊 1 丁<br>目、繁多川 1 丁目、字 |

|   |                                 |                             |                         |                                                                                                                                               |
|---|---------------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                 |                             |                         | 松川、三原 1・2 丁目、樋川 1 丁目、天久 2 丁目、字天久、寄宮 2 丁目、首里久場川町 2 丁目、楚辺 2 丁目、真嘉比 2 丁目、松尾 2 丁目、首里鳥堀町 4 丁目、松川 3 丁目、具志 3 丁目、識名 1、3 丁目、若狭 3 丁目、おもろまち 4 丁目、田原 3 丁目 |
| 5 | 一般社団法人<br>輿論科学協会<br>理事長 井田 潤治   | 通信利用動向調査                    | 令和 2 年 7 月<br>21 日、22 日 | 対象:20 歳以上(平成 12 年 4 月 1 日以前の生まれ)の世帯主(世帯主が判別できない場合は 20 歳以上男女個人)<br>件数:172 件<br>地区:久米 1 丁目、壺屋 1 丁目、真嘉比 3 丁目、鏡原町                                 |
| 6 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦      | メディアがどのように利用されているかをおたずねする調査 | 令和 2 年 8 月<br>12 日      | 対象:16 歳以上(平成 16 年 9 月末日まで生まれ)の男女<br>件数:12 件<br>地区:識名 1 丁目                                                                                     |
| 7 | 一般社団法人<br>新情報センター<br>事務局長 山本 恭久 | 消費動向調査                      | 令和 2 年 8 月<br>13 日      | 対象:2 人以上の世帯の世帯主および単身世帯の世帯主<br>件数:72 件<br>地区:牧志 2・3 丁目                                                                                         |
| 8 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦      | 第 13 回メディアに関する全国世論調査        | 令和 2 年 8 月<br>25 日      | 対象:18 歳以上(平成 14 年 9 月末日まで生まれた)日本人の男女<br>件数:19 件<br>地区:首里儀保町 1～3 丁目                                                                            |



|    |                                                    |                                                       |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦                         | 環境に関する国際<br>比較調査                                      | 令和 2 年 8 月<br>27 日            | 対象:18 歳以上(平成<br>14 年 12 月末日まで生<br>まれ)の男女<br>件数:12 件<br>地区:長田 1 丁目                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 10 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦                         | 公共交通機関利用<br>時の配慮に関する<br>世論調査(附帯調<br>査:情報通信機器<br>の利活用) | 令和 2 年 8 月<br>27 日            | 対象:18 歳以上(平成<br>14 年 9 月末日までに<br>生まれた)日本人男女<br>件数:16 件<br>地区:若狭 2 丁目                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 11 | 株式会社<br>R J C リサーチ<br>代表取締役<br>守住 邦明               | 令和 2 年度ギャン<br>ブル等依存症の実<br>態に係る調査・研<br>究事業             | 令和 2 年 9 月<br>3 日             | 対象:9 月 1 日時点で<br>18 歳~74 歳までの日<br>本国籍を持つ男女<br>件数:60 件<br>地区:宇栄原 2 丁目                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 12 | 株式会社<br>M E D I A F L<br>A G 沖縄<br>代表取締役社長<br>川上 友 | 男女共同参画社会<br>づくりに関する県<br>民意識調査                         | 令和 2 年 9 月<br>4 日、7 日、<br>8 日 | 対象:20 歳以上の男<br>女個人<br>件数:1668 件<br>地区:首里石嶺町 4 丁<br>目、銘苅 1 丁目、古島<br>1 丁目、首里末吉町 3<br>丁目、首里大名町 2 丁<br>目、おもろまち 4 丁<br>目、真嘉比 3 丁目、首<br>里儀保町 4 丁目、首里<br>平良町 1 丁目、首里久<br>場川町 1 丁目、安里 3<br>丁目、首里大中町 2 丁<br>目、首里赤平町 2 丁<br>目、松川 2 丁目、牧志<br>3 丁目、壺屋 1 丁目、<br>三原 2 丁目、繁多川 1<br>丁目、曙 1 丁目、寄宮<br>2 丁目、識名 1 丁目、<br>与儀 1 丁目、長田 2 丁<br>目、字国場、字仲井真、<br>古波蔵 3 丁目、楚辺 2<br>丁目、安謝 2 丁目、天 |

|    |                                        |                                 |                    |                                                                                                                                                                                                         |
|----|----------------------------------------|---------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                        |                                 |                    | 久 1 丁目、泊 3 丁目、前島 3 丁目、辻 2 丁目、久米 2 丁目、若狭 1 丁目、久茂地 2 丁目、松山 2 丁目、牧志 2 丁目、西 2 丁目、泉崎 1 丁目、松尾 2 丁目、三原 3 丁目、樋川 2 丁目、金城 1 丁目、山下町、鏡原町、赤嶺 1 丁目、字田原、小禄 1 丁目、字栄原 3 丁目、字小禄、壺川 1 丁目、天久 2 丁目、銘苅 3 丁目、首里山川町、首里汀良町、首里鳥堀町 |
| 13 | 株式会社<br>日本リサーチセンター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博 | 2020 年国民生活時間調査                  | 令和 2 年 9 月<br>9 日  | 対象:10 歳以上(平成 22 年 12 月 31 日生まれまで)の男女<br>件数:24 件<br>地区:首里大名町 1 丁目                                                                                                                                        |
| 14 | 一般社団法人<br>新情報センター<br>事務局長 山本<br>恭久     | 東日本大震災から<br>10 年 復興に関する<br>意識調査 | 令和 2 年 9 月<br>16 日 | 対象:16 歳以上(平成 16 年 9 月末日までに<br>生まれたの男女個人)<br>件数:12 件<br>地区:西 2 丁目                                                                                                                                        |
| 15 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦             | 新型コロナウイルス<br>感染症に関する<br>世論調査    | 令和 2 年 9 月<br>16 日 | 対象:18 歳以上(平成 14 年 10 月末日まで生<br>まれ)の男女<br>件数:12 件<br>地区:字松川                                                                                                                                              |

|    |                                            |                                                         |                    |                                                                                                   |
|----|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦                 | 外交に関する世論<br>調査(附帯調査:水<br>循環に関する世論<br>調査)                | 令和 2 年 9 月<br>18 日 | 対象:18 歳以上(平成<br>14 年 9 月末日までに<br>生まれた)日本人の男<br>女<br>件数:15 件<br>地区:金城 5 丁目                         |
| 17 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦                 | 地域社会の暮らし<br>に関する世論調査                                    | 令和 2 年 9 月<br>29 日 | 対象:18 歳以上(平成<br>14 年 9 月末日までに<br>生まれた)日本人の男<br>女<br>件数:17 件<br>地区:字安謝                             |
| 18 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦                 | 気候変動に関する<br>世論調査(附帯調<br>査:アイヌ政策に<br>関する世論調査)            | 令和 2 年 10 月<br>6 日 | 対象:18 歳以上(平成<br>14 年 10 月末日までに<br>生まれた)日本人の男<br>女<br>件数:16 件<br>地区:真嘉比 3 丁目                       |
| 19 | 株式会社<br>日本リサーチセ<br>ンター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博 | テレビ・インター<br>ネット動画などが<br>どのように見聞き<br>されているかをお<br>たずねする調査 | 令和 2 年 10 月<br>7 日 | 対象:13 歳以上(平成<br>19 年 10 月 31 日生ま<br>れまで)の男女<br>件数:12 件<br>地区:久米 2 丁目                              |
| 20 | 株式会社<br>日本リサーチセ<br>ンター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博 | 青少年のインター<br>ネット利用環境実<br>態調査                             | 令和 2 年 10 月<br>7 日 | 対象:0 歳以上 17 歳<br>以下(平成 14 年 11 月<br>2 日～令和 2 年 11 月<br>1 日生まれ)の男女<br>件数:20 件<br>地区:久茂地 2・3 丁<br>目 |
| 21 | 株式会社<br>日本リサーチセ<br>ンター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博 | 家計と貯蓄に関す<br>る調査                                         | 令和 2 年 10 月<br>7 日 | 対象:20 歳以上(平成<br>12 年 11 月 1 日生まれ<br>まで)の男女<br>件数:20 件<br>地区:三原 2 丁目                               |

|    |                                            |                                               |                                               |                                                                                                                                  |
|----|--------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 22 | 一般社団法人<br>新情報センター<br>事務局長 山本<br>恭久         | 家計消費状況調査                                      | 令和 2 年 10 月<br>9 日                            | 対象:16 歳以上の男<br>女個人(平成 16 年 4<br>月 1 日以前に出生の<br>男女)<br>件数:150 件<br>地区:字上之屋、長田<br>1 丁目、上間 1 丁目、<br>字上間                             |
| 23 | 一般社団法人<br>新情報センター<br>事務局長 山本<br>恭久         | 令和 2 年度消費者<br>意識基本調査                          | 令和 2 年 10 月<br>20 日                           | 対象:15 歳以上(平成<br>17 年 10 月 31 日以前<br>に出生)の日本国籍を<br>持つ男女個人<br>件数:25 件<br>地区:与儀 2 丁目                                                |
| 24 | 株式会社<br>インテージリサ<br>ーチ<br>代表取締役社長<br>小田切 俊夫 | 令和 3 年度家庭部<br>門の CO <sub>2</sub> 排出実<br>態統計調査 | 令和 2 年 11 月<br>4 日、5 日、<br>10 日               | 対象:昭和 6 年 4 月 2<br>日～平成 13 年 4 月 1<br>日生まれの方<br>件数:360 件<br>地区:辻 2 丁目、山下<br>町、首里鳥堀町 5 丁<br>目、金城 2 丁目、字大<br>道、寄宮 2 丁目             |
| 25 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦                 | 健康と暮らしにつ<br>いての調査 (JGSS<br>-2021H)            | 令和 2 年 11 月<br>12 日                           | 対象:20 歳以上 89 歳<br>以下の日本人男女(昭<br>和 6 年 1 月 1 日～平<br>成 12 年 12 月 31 日生<br>まれ)<br>件数:15 件<br>地区:牧志 1 丁目                             |
| 26 | 株式会社<br>沖縄コングレ<br>代表取締役<br>武内 紀子           | 沖縄県生涯学習に<br>関する県民意識調<br>査                     | 令和 2 年 11 月<br>25 日、26 日、<br>27 日、12 月 1<br>日 | 対象:20 歳以上の男<br>女<br>件数:1303 件<br>地区:下記を除く市内<br>全域<br>(旭町、久茂地 1 丁<br>目、辻 3 丁目、通堂町、<br>港町 1、3、4 丁目、<br>垣花町、垣花 1～3 丁<br>目、住吉町 1～3 丁 |

|    |                                            |                                                   |                                   |                                                                                                                                                                                             |
|----|--------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                                            |                                                   |                                   | 目、首里池端町、首里<br>大中町 2 丁目、首里儀<br>保町 2 丁目、首里崎山<br>町 2 丁目、首里桃原町<br>3 丁目、首里鳥堀町 1<br>丁目、首里真和志町<br>1・2 丁目、字赤嶺、<br>字具志、字高良、字宮<br>城、字大嶺)                                                              |
| 27 | 株式会社<br>日本リサーチセ<br>ンター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博 | 生活意識に関する<br>アンケート調査                               | 令和 2 年 12 月<br>9 日                | 対象:20 歳以上の男<br>女(平成 13 年 1 月 31<br>日生まれまで)<br>件数:15 件<br>地区:松尾 2 丁目                                                                                                                         |
| 28 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦                 | 2021 年 3 月東京オ<br>リンピック・パラ<br>リンピックに関す<br>る世論調査    | 令和 2 年 12 月<br>16 日               | 対象:20 歳以上(平<br>成 13 年 12 月末日生ま<br>れまで)の日本人男女<br>件数:12 件<br>地区:小禄 1 丁目                                                                                                                       |
| 29 | 株式会社<br>日経リサーチ<br>代表取締役社長<br>福本 敏彦         | 第 2 回 O E C D 国<br>際成人力調査 (P<br>I A A C) 予備調<br>査 | 令和 2 年 12 月<br>22 日               | 対象:16 歳以上 65 歳<br>以下の男女(昭和 30<br>年 5 月 24 日~平成 17<br>年 5 月 23 日の間に生<br>まれた方)<br>件数:40 件<br>地区:字小禄                                                                                           |
| 30 | 株式会社<br>M E D I A F L<br>A G 沖縄            | しまくとぅば県民<br>意識調査                                  | 令和 3 年 1 月<br>5 日、6 日、<br>7 日、8 日 | 対象:満 18 歳~79 歳<br>の男女(昭和 16 年 4<br>月 1 日~平成 14 年 3<br>月末日生まれまで)<br>件数:1668 件<br>地区:首里石嶺町 4 丁<br>目、銘苅 1 丁目、古島<br>1 丁目、首里末吉町 3<br>丁目、首里大名町 2 丁<br>目、おもろまち 4 丁<br>目、真嘉比 3 丁目、首<br>里儀保町 4 丁目、首里 |

|    |                  |                   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|------------------|-------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                  |                   |                 | 平良町 1 丁目、首里久場川町 1 丁目、安里 3 丁目、首里大中町 2 丁目、首里赤平町 2 丁目、松川 2 丁目、牧志 3 丁目、壺屋 1 丁目、三原 2 丁目、繁多川 1 丁目、曙 1 丁目、寄宮 2 丁目、識名 1 丁目、与儀 1 丁目、長田 2 丁目、字国場、字仲井真、古波蔵 3 丁目、楚辺 2 丁目、安謝 2 丁目、天久 1 丁目、泊 3 丁目、前島 3 丁目、辻 2 丁目、久米 2 丁目、若狭 1 丁目、久茂地 2 丁目、松山 2 丁目、牧志 2 丁目、西 2 丁目、泉崎 1 丁目、松尾 2 丁目、三原 3 丁目、樋川 2 丁目、金城 1 丁目、山下町、鏡原町、赤嶺 1 丁目、字田原、小禄 1 丁目、字栄原 3 丁目、字小禄、壺川 1 丁目、天久 2 丁目、銘苅 3 丁目、首里山川町 1 丁目、首里汀良町 3 丁目、首里鳥堀町 4 丁目 |
| 31 | 株式会社サーベイリサーチセンター | 令和 2 年度 子供の生活状況調査 | 令和 3 年 1 月 21 日 | 対象：14 歳（平成 18 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの方）の男女<br>件数：25 件<br>地区：字大道、字松川                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|    |                                            |                              |                    |                                                                                              |
|----|--------------------------------------------|------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 32 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦                 | 令和 2 年度 国語<br>に関する世論調査       | 令和 3 年 2 月<br>3 日  | 対象: 満 16 歳以上 (平成 17 年 2 月末日生まれまで) の日本人男女<br>件数: 18 件<br>地区: 泉崎 1 丁目                          |
| 33 | 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 境 克彦                 | 2021 年全国放送サ<br>ービス接触動向調<br>査 | 令和 3 年 2 月<br>9 日  | 対象: 7 歳以上 (平成 26 年 12 月末日生まれまで)<br>件数: 12 件<br>地区: 辻 2 丁目                                    |
| 34 | 株式会社<br>日本リサーチセ<br>ンター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博 | 生活意識に関する<br>アンケート調査          | 令和 3 年 2 月<br>12 日 | 対象: 20 歳以上の男<br>女 (平成 13 年 4 月 30<br>日生まれまで)<br>件数: 15 件<br>地区: 辻 1 丁目                       |
| 35 | 一般社団法人<br>新情報センター<br>事務局長 山本<br>恭久         | 家計消費状況調査                     | 令和 3 年 2 月<br>12 日 | 対象: 16 歳以上の男<br>女個人 (平成 17 年 4<br>月 1 日以前に出生の<br>男女)<br>件数: 100 件<br>地区: おもろまち 3 丁<br>目、字仲井真 |

那覇市公告第 444 号  
令和 3 年 12 月 1 日

消防車両タイヤ交換業務契約に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第1項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 消防車両タイヤ交換業務契約
- (2) 数 量 56本
- (3) 履行場所 別紙「消防車両タイヤ交換業務仕様書」のとおり
- (4) 仕 様 別紙「消防車両タイヤ交換業務仕様書」のとおり
- (5) 履行期限 令和4年2月28日（月）

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 那覇市及び周辺市町村で車両付属品販売、かつ整備関係業務を営んでいること。
- (2) 2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 市町村税及び消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同条第1項第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

制限付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格申請書（以下、「申請書」という。）に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。なお、提出期限までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。



(1) 申請書及び資格審査資料の提出期間等

- ア 提出期限：令和3年12月2日（木）から令和3年12月16日（木）まで  
受付時間 午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除く。）
- イ 提出場所：那覇市消防局4階 総務課  
那覇市銘苅2丁目3番8号  
電話番号 098-867-0119
- ウ 提出方法：持参によるものとする。
- エ 提出書類：①入札参加資格審査申請書（別紙）  
②誓約書  
③業務実績調書  
④登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）  
⑤市町村税納税証明書  
⑥消費税納税証明書  
⑦財務諸表（写し可）  
⑧印鑑証明書（原本）  
⑨使用印鑑届（別紙）  
⑩営業許可証明書

4 入札の日時など

- (1) 日時 令和3年12月20日（月） 午後2時
- (2) 場所 那覇市消防局本庁舎4階 第1会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)
- (3) 入札時提出書類  
ア 入札書（別紙 本市様式）  
イ 代理人が入札する場合は委任状（別紙 本市様式）
- (4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

5 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第1号の規定に基づき免除する。

6 契約保証金

那覇市契約規則第30条第12号の規定に基づき免除する。

7 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 落札の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

## 9 質問の方法・回答

## (1) 質問の方法

質疑書（様式問わず）に質問内容を記載し、消防局総務課にFAXにて提出すること。FAX送信後は、必ず、消防局総務課まで電話すること。

## (2) 質問期限

令和3年12月16日（木）午後5時まで

## (3) 質問に対する回答

令和3年12月17日（金）午後5時までに入札申込者全員へFAXにて回答する。

## 10 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

(1) 入札説明会は開催しないこととする。

(2) 入札の際には次の事項について留意すること。

① 入札参加業者は、1業者1名とする

② 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。

③ 入札会場入室前に、消防局1階窓口にて体温測定を受け、37.5度以上の体温が検知された方は、入札に参加できないものとする。入札参加者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の方に交代して入札に臨むこと。

④ 入札会場に入室する前に備え付けの消毒薬で手指消毒をすること。

## 11 お問合せ先

那覇市消防局・総務課 企画広報係 担当：前泊利和

電話 098-867-0119 FAX 098-869-1190

## 制限付一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

那覇市長 城間 幹子 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

㊞

制限付一般競争入札の参加を希望するので、入札参加資格書類を下記のとおり提出します。成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに関係書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

## 記

- 1 業務名 消防車両タイヤ交換業務契約
- 2 作成者 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_
- 3 資格審査書類
  - ①誓約書
  - ②業務実績調書
  - ③登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）
  - ④市町村税納税証明書
  - ⑤消費税納税証明書
  - ⑥財務諸表（写し可）
  - ⑦印鑑証明書（原本）
  - ⑧使用印鑑届
  - ⑨営業許可証明書

## 誓 約 書

令和 年 月 日

那 覇 市 長 様

住所

商号又は名称

代表者

印

今般、令和 3 年 12 月 日（ ）に那覇市消防局において行う消防車両タイヤ交換業務契約制限付き一般競争入札参加にあたり、下記の事項について誓約いたします。

## 記

- 1 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は、同条第 6 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していません。なお、疑義がある場合において、那覇市が那覇警察署に照会することについて承諾いたします。
- 3 その他、制限付一般競争入札参加資格者要件はすべて満たしています。  
また、制限付一般競争入札に参加させて頂くことになった場合においては、貴市における制限付一般競争入札諸規定及び係員の指示に従い、公正な入札等をいたします。この誓約が事実と相違することが判明した場合は、那覇市から競争入札参加資格の登録の取り消し、契約解除等のいかなる措置を受けなくても異存ありません。

以上

## 業 務 実 績

会社名 \_\_\_\_\_

## ○ 履行実績

|      |         |           |
|------|---------|-----------|
| 1    | 業者名（件名） |           |
|      | 発注者名    |           |
|      | 履行場所    |           |
|      | 契約金額    |           |
|      | 履行期間    | 年 月 ～ 年 月 |
| 2    | 業者名（件名） |           |
|      | 発注者名    |           |
|      | 履行場所    |           |
|      | 契約金額    |           |
|      | 履行期間    | 年 月 ～ 年 月 |
| 3    | 業者名（件名） |           |
|      | 発注者名    |           |
|      | 履行場所    |           |
|      | 契約金額    |           |
|      | 履行期間    | 年 月 ～ 年 月 |
| 特記事項 |         |           |

- ※ 過去2年の間に国（公社、公団を含む）または地方公共団体（公社、公団を含む。また、本市以外の地方公共団体を含む。）と種類および規模をほぼ同じくする履行実績があれば、優先的に記載してください。
- ※ 申請者が、支社・支店・事業所等の場合は、支社・支店・事業所等の履行実績のほか、本社の履行実績を記載しても差し支えありません。
- ※ 上記実績を確認できるものとして、契約書の写し、発注者からの履行証明書、広告掲載刊行物などを必ず本書に添付して下さい。
- ※ 「特記事項」欄には、貴社の履行実績に関連して、得意とする分野など特記すべき事項があれば記載してください。

回目

## 入 札 書

1 件 名 消防車両タイヤ交換業務契約

2 入札金額

| 拾 億 | 億 | 千 万 | 百 万 | 拾 万 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|-----|---|-----|-----|-----|---|---|---|---|---|
|     |   |     |     |     |   |   |   |   |   |

上記金額に消費税分を加算した金額（1円未満は切り捨て）にて請け負います。

令和 3 年 月 日

那覇市長 城 間 幹 子 殿

住 所 \_\_\_\_\_

商 号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 \_\_\_\_\_ 印

（注）1 金額の記載はアラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。

2 入札金額は、消費税額を含めない、金額を記載してください。

## 委 任 状

令和     年     月     日

那覇市長    殿

（委任者 —— 法人の代表者）

住    所

商    号

代表者名

印

下記の者を代理人として、次の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件    名                      消防車両タイヤ交換業務契約

---

（受任者 —— 代理人となる者）

住    所

氏    名

印

## 消防車両タイヤ交換業務契約仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、那覇市消防局が発注する消防車両タイヤ交換業務に必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務内容

業務内容については、那覇市消防局が所有する消防車両のタイヤ交換に必要な作業とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和4年2月28日(月)までの間

### 4 履行場所

履行場所は、「別表1」のとおりとする。

### 5 履行計画書

- (1) 受託者は、契約締結後、14日以内に履行計画書（様式は問わない）を作成し、委託者に提出しなければならない
- (2) 履行計画書には、下記事項を記載すること。
  - ア. 業務工程表
  - イ. 履行体制及び連絡体制

### 6 タイヤ規格・数量等

交換するタイヤについては、「別表1」に定めた規格・数及び下記の条件とする。

- (1) 再生タイヤ及び中古タイヤの交換は認めない
- (2) 1年以内の製造及び国内メーカーのタイヤに限る
- (3) タイヤの脱着作業に係る費用は受託者の負担とする
- (4) 交換した使用済み廃タイヤの処理、エアバルブの調達及び交換に係る費用は受託者の負担とする。

### 7 タイヤ交換方法

- (1) 車両からタイヤを取り出し、ホイールから使用済みのタイヤを外す。新しいタイヤを当該ホイールに組み込み、車両に取り付ける。



- (2) 交換後は、自動車メーカーの指定のタイヤ空気圧に設定すること。
- (3) タイヤチェンジャー等の専用機械器具を用いて、タイヤ交換を行いタイヤおよびホイールを損傷させないこと。
- (4) タイヤのエアバルブは、新品のものに交換すること。

## 8 業務終了報告及び完了検査

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式 1）を委託者に提出することとし、必要に応じて作業状況等の写真を添付すること。
- (2) 委託者は、受託者から委託業務完了の報告があったときは、業務の完了を確認するための検査を行うこと。

## 10 その他

本仕様書に疑義等が生じた場合は、那覇市消防局と協議の上、決定する。

別表 1

## 車両別交換タイヤの規格・数

| 履行場所       | 車両       | 車両番号          | タイヤ規格       | 数 |
|------------|----------|---------------|-------------|---|
| 西消防署本署     | 梯子 2 号車  | 沖縄 830 さ 7833 | 295/70R22.5 | 2 |
|            |          |               | 275/70R22.5 | 6 |
|            | 牽引 1 号車  | 沖縄 800 す 5012 | 265/70R16   | 4 |
|            | 資機材搬送車   | 沖縄 800 せ 131  | 175/75R15   | 6 |
| 西消防署小禄出張所  | 化学 1 号車  | 沖縄 800 は 1331 | 275/70R22.5 | 6 |
| 西消防署安謝出張所  | 化学 2 号車  | 沖縄 800 は 1369 | 275/70R22.5 | 6 |
| 中央消防署本署    | 牽引 2 号車  | 沖縄 800 す 4031 | 265/70R16   | 4 |
|            | 救急指揮支援車  | 沖縄 800 す 5880 | 195/80R15   | 4 |
| 中央消防署神原分署  | ポンプ 6 号車 | 沖縄 800 す 2076 | 205/85R16   | 6 |
|            | 特災 1 号車  | 沖縄 800 す 4286 | 205/85R16   | 6 |
| 中央消防署国場出張所 | ポンプ 4 号車 | 沖縄 88 す 4815  | 7.50R16     | 6 |

## 様式 1

## 業務完了報告書

令和 年 月 日

那 覇 市 長  
城間 幹子 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

次のとおり業務が完了したので報告します。

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 業務名   |                          |
| 履行場所  |                          |
| 契約年月日 | 令和 年 月 日                 |
| 履行期間  | 令和 年 月 日から<br>令和 年 月 日まで |
| 完了年月日 | 令和 年 月 日                 |
| 添付書類等 |                          |

---

---

**上下水道局告示**

---

---

那覇市上下水道局告示第26号

令和3年11月15日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 指定（登録）番号 | 第 543 号                       |
| 指定工事店名   | 株式会社大日本工業                     |
| 営業所所在地   | 沖縄県島尻郡南風原町字与那覇<br>277番地8－103号 |
| 代表者氏名    | 金城 兼正                         |
| 有効期間     | 自 令和3年11月2日<br>至 令和8年3月31日    |

---

---

## 上下水道局公告

---

---

那覇市上下水道局公告第 115 号

令和 3 年 11 月 16 日

掲 示 済

令和 4 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請の受付について

令和 4 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請の受付を次のとおり行います。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

## 1 対象業種

- (1) 水道施設工事
- (2) 上下水道材料購入
- (3) 漏水調査業務

なお、(1)～(3)の対象業種に係る要件の詳細及び入札参加資格については、令和 4 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請要領に定める。

## 2 受付期間

令和 3 年 12 月 6 日（月）～令和 3 年 12 月 17 日（金）[当日消印有効]

## 3 申請及び受付方法

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、郵送での申請のみとなります。  
(窓口での受付は行いません。)

## 4 提出書類等

令和 4 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請要領に定める。

※提出要領・申請書様式等の詳細につきましては、那覇市上下水道局ホームページをご確認ください。

※CD-R にデータを保存後、必要書類に同封し郵送してください。

## 5 送付先・問い合わせ先

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室

〒900-0006 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号

電話番号 直通 098-941-7809

